

令和2年度

武蔵野市下水道事業年報

武 蔵 野 市

目 次

I	沿革	1
1	普及状況	1
2	下水道事業の沿革	2
II	機構	5
1	機構	5
2	事務分掌	5
3	人員配置	5
4	職種別給与費	6
III	業務統計	7
1	雨水処理・汚水処理	7
2	普及率及び水洗化率	7
3	主な施設一覧	7
4	処理水量及び有収水量	9
5	普及の推移	9
IV	事業概況	10
1	維持管理	10
2	建設事業	10
3	届出・申請関係	11
4	水質検査関係	11
V	財務	12
1	損益計算書	12
2	貸借対照表	13
3	キャッシュ・フロー計算書	14
4	費用構成	15
5	収益構成	17
6	年度別収支比較表	18
7	経営比較等の比較分析	19
VI	下水道使用料等	23
1	下水道使用料	23
2	手数料等	25

I 沿革

1 普及状況

武蔵野市は、昭和 23 年より下水道整備の調査・計画を開始し、昭和 26 年 3 月に善福寺川、神田川及び石神井川の 3 排水区 782ha を都市計画決定し、同年 12 月に JR 吉祥寺駅周辺 39ha の事業認可を取得して下水道事業に着手した。この計画は、吉祥寺駅周辺の雨水対策として、吉祥寺東町 4 丁目にポンプ場を建設し、ポンプによって雨水を神田川に排水するための事業であった。

昭和 26 年に制定された武蔵野市下水道条例を昭和 31 年 10 月に改正し、翌年度より下水道使用料の徴収を開始した。その後、昭和 40 年 4 月に下水道事業の一層の進展と下水道施設の適正な管理及び運営を図るため、下水道条例の全部を改正した。

昭和 43 年 9 月に東京都三多摩地区総合排水計画が策定され、武蔵野市の境、境南町、桜堤一及び二丁目地域は流域下水道として、石神井川排水区は広域下水道として処理されることとなった。また、同年に野川流域下水道の施行について、東京都と関係各市の間で協議が成立し、武蔵野市の境、境南町及び桜堤の一部が野川排水区として処理されることとなった。

昭和 44 年 12 月に東京都との間で「下水処理事務の委託に関する規約」が成立し、森ヶ崎処理系統の完成までの間について、暫定的に落合水再生センターで処理することとなった。

昭和 45 年に受益者負担金制度を導入し、下水道整備のための財源の見通しをたて、下水道普及率の向上を図った。また、市民の下水道の早期普及への要望の高まりや国による下水道整備計画の動向を踏まえ、昭和 45 年 12 月に武蔵野都市計画下水道を変更し、市域を武蔵野第一処理区（善福寺川・神田川排水区）、武蔵野第二処理区（野川排水区）、武蔵野第三処理区（石神井川排水区）の 3 処理区に分けて整備することとなった。

昭和 47 年 3 月には武蔵野第二処理区を多摩川左岸野川流域下水道関連公共下水道とし、昭和 51 年 3 月には武蔵野第三処理区を荒川右岸東京流域下水道関連公共下水道として、それぞれ事業認可を取得し、整備に着手した。

昭和 62 年 4 月に、桜堤三丁目（武蔵野第三処理区の一部 23ha）の下水処理の開始により、市全域の水洗化が可能となり、下水道普及率 100%を達成した。

2 下水道事業の沿革

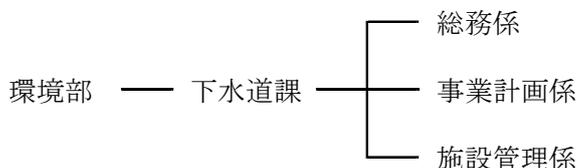
年 月	事 項
昭和 23.	下水道整備の調査、設計を開始
26. 3	武蔵野都市計画下水道を都市計画決定
26. 3	武蔵野市下水道条例を制定
26. 12	武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の事業認可を取得
26. 12	武蔵野市公共下水道事業計画の認可を取得
27. 4	下水道建設工事に着手
29. 4	吉祥寺ポンプ場の建設工事に着手
29. 5	石神井川放流下水道管を買収
29. 12	武蔵野市下水道条例を一部改正
30. 1	武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
30. 1	武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
31. 5	武蔵野市下水道条例を改正 ※百年史で可決が5月、施行が10月
30. 12	吉祥寺ポンプ場の一部運転を開始
32. 4	下水道使用料の徴収を開始
32. 11	武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
34. 8	武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
34. 9	武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
35. 11	吉祥寺ポンプ場の整備を完了
36. 4	下水道特別会計を設置
36. 8	武蔵野都市計画下水道を変更
36. 8	武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
37. 5	武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
38. 11	善福寺川排水区幹線（女子大通り）の建設に着手
39. 4	下水道使用料を改定
40. 4	武蔵野市下水道条例を改正
40. 4	下水道使用料を改定
42. 3	武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
42. 3	武蔵野都市計画下水道を変更
42. 3	武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
43. 9	東京都が東京都三多摩地区総合排水計画を策定
44. 1	武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
44. 2	善福寺川排水区幹線（女子大通り）の整備を完了
44. 3	三鷹市と共同で設置する井の頭ポンプ場の建設に着手
44. 5	武蔵野市公共下水道事業計画を変更認可を取得
44. 12	東京都と下水処理事務の委託に関する規約が成立
44. 12	井の頭ポンプ場の整備を完了
45. 1	神田川排水区、善福寺川排水区の一部を処理区域として供用開始
45. 4	武蔵野市下水道受益者負担金条例を施行
45. 4	下水道使用料を改定
45. 12	善福寺川排水区幹線（五日市街道）のシールド工事に着手
45. 12	武蔵野都市計画下水道を変更
46. 2	武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
46. 5	下水道台帳図の作成に着手
47. 3	武蔵野市公共下水道（多摩川流域野川処理区関連）事業計画の事業認可を取得
47. 4	武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
47. 4	下水道使用料を改定
48. 4	下水道使用料を改定

年	月	事 項
昭和	49.	3 善福寺川排水区幹線の布設を完了
	49.	4 野川排水区の一部を処理区域として供用開始
	49.	4 下水道使用料を改定
	49.	12 武蔵野都市計画下水道を変更
	50.	4 下水道使用料を改定
	51.	2 下水道使用料を改定
	51.	3 武蔵野市公共下水道（荒川右岸処理区関連）事業計画の事業認可を取得
	51.	3 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	52.	10 武蔵野市下水道条例を改正
	52.	12 武蔵野都市計画下水道を変更
	53.	5 武蔵野市公共下水道（荒川右岸処理区関連）事業計画の変更認可を取得
	54.	4 下水道使用料を改定
	57.	4 下水道使用料を改定
	57.	8 下水道台帳図の整備を完了
	58.	3 武蔵野市公共下水道（荒川右岸処理区関連）事業計画の変更認可を取得
	58.	3 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	59.	7 石神井川排水区の一部を処理区域として供用開始
	60.	4 下水道使用料を改定
	60.	10 下水道使用料を改定
	62.	4 石神井川排水区の一部（桜堤3丁目）を処理区域として供用開始
	62.	4 普及率100%
平成	2.	5 武蔵野市公共下水道（多摩川流域野川処理区関連）事業計画の変更認可を取得
	2.	8 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	5.	2 武蔵野市公共下水道（荒川右岸処理区関連）事業計画の変更認可を取得
	5.	3 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	6.	4 武蔵野市雨水浸透施設助成金交付要綱を制定
	7.	4 下水道使用料を改定
	8.	1 武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	8.	1 武蔵野市公共下水道（多摩川流域野川処理区関連）事業計画の変更認可を取得
	8.	4 武蔵野市雨水流出抑制施設設置要綱及び武蔵野市雨水流出抑制施設技術指針を制定
	8.	9 武蔵野市下水道条例を全部改正
	9.	4 下水道使用料を改定
	9.	4 受益者負担金制度を廃止
	10.	12 武蔵野市公共下水道（荒川右岸処理区関連）事業計画の変更認可を取得
	10.	2 武蔵野都市計画下水道を変更
	11.	3 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	12.	1 武蔵野市公共下水道（多摩川流域野川処理区関連）事業計画の変更認可を取得
	12.	2 武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	12.	2 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	16.	2 武蔵野市公共下水道（荒川右岸処理区関連）事業計画の変更認可を取得
	17.	12 公共下水道耐震化工事に着手
	18.	3 武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	18.	3 武蔵野市公共下水道（多摩川流域野川処理区関連）事業計画の変更認可を取得
	18.	3 武蔵野市公共下水道（荒川右岸処理区関連）事業計画の変更認可を取得
	18.	5 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	18.	8 浸水対策事業（雨水浸透貯留施設設置）に着手
	19.	4 武蔵野市善福寺川排水区総合浸水対策緊急計画を策定
	21.	3 武蔵野市下水道総合計画を策定
	21.	6 武蔵野市建築物に設置される排水槽等の改善対策に係る助成金交付要綱施行

年	月	事 項
平成	22.	3 武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	22.	10 下水道使用料を改定
	22.	11 武蔵野都市計画下水道を変更
	23.	3 武蔵野市公共下水道（多摩川流域野川処理区関連）事業計画を変更
	23.	3 武蔵野市公共下水道（荒川右岸処理区関連）事業計画を変更
	23.	4 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	23.	4 下水道使用料を改定
	23.	12 北町ポンプ所を移設
	24.	3 武蔵野市下水道総合地震対策計画を策定
	24.	10 武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例を施行
	25.	3 武蔵野市下水道長寿命化計画（武蔵野第1処理区）を策定
	25.	3 吉祥寺東町四丁目合流改善施設を設置
	25.	12 武蔵野市下水道事業基金条例を施行
	26.	3 武蔵野市公共下水道事業計画を変更
	26.	3 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	26.	4 武蔵野市下水道総合計画を改定
	26.	7 「水の学校」事業を開始
	26.	5 神田川排水区合流改善施設を設置
	27.	1 吉祥寺東町一丁目合流改善施設を設置
	27.	1 吉祥寺北町雨水貯留施設を設置
	27.	4 武蔵野市流域対策実施計画を策定
	27.	9 「水の学校」第8回国土交通大臣賞（循環の道下水道賞）を受賞
	28.	3 武蔵野市公共下水道事業計画を変更
	28.	3 武蔵野市公共下水道（多摩川流域野川処理区関連）事業計画を変更
	28.	3 武蔵野市公共下水道（荒川右岸処理区関連）事業計画を変更
	28.	3 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	28.	4 下水道使用料を改定
	28.	10 武蔵野市公共下水道事業地方公営企業法適用基本方針を策定
	28.	11 石神井川排水区幹線の布設を完了
	30.	4 武蔵野市下水道総合計画を改定
令和元	元.	9 武蔵野市下水道事業の設置等に関する条例を制定
	元.	11 武蔵野市下水道ストックマネジメント計画を策定
	2.	3 「水の学校」事業が終了
	2.	3 武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例を改正
	2.	4 公営企業会計を開始
	2.	4 下水道使用料を改定
	3.	3 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道事業計画の変更認可を取得
	3.	3 武蔵野市公共下水道事業計画を変更
	3.	3 武蔵野市公共下水道（多摩川流域野川処理区関連）事業計画を変更
	3.	3 武蔵野市公共下水道（荒川右岸処理区関連）事業計画を変更

II 機構

1 機構



2 事務分掌

総務係	(1) 下水道使用料に関すること。 (2) 下水道事業に伴う関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 河川に係る連絡調整に関すること。 (4) 下水道事業会計の経理に関すること。 (5) 下水道事業会計の予算及び決算に関すること。 (6) 下水道及び水循環の啓発に関すること。 (7) 流域下水道等維持管理負担金に関すること。 (8) 課内の庶務に関すること。
事業計画係	(1) 流域別下水道整備総合計画に係る事項の協議及び調整に関すること。 (2) 下水道事業の各種計画の策定、変更、認可等に関すること。 (3) 下水道事業に係る補助金及び起債に関すること。 (4) 下水道施設の建設改良工事の設計及び施工に関すること。 (5) 流域下水道等建設負担金に関すること。 (6) 下水道台帳及び固定資産台帳の管理に関すること。 (7) スtockマネジメントに関すること。
施設管理係	(1) 排水設備及び水洗化に関すること。 (2) 排水設備工事事業者等の指定及び指導育成に関すること。 (3) 特定施設等に係る指導等水質規制に関すること。 (4) 雨水浸透等対策の推進に関すること。 (5) 臭気抑制対策に関すること。 (6) 下水道施設の維持管理（清掃、点検、調査等）に関すること。 (7) 下水道施設の維持修繕工事の設計及び施工に関すること。 (8) 下水道施設の占用に関すること。 (9) 公共ます及びその他下水道施設の自費工事申請等に関すること。

3 人員配置

職務名 所属	課長	副参事	課長補佐	係長 主査	主任	主事	計	会計年度 任用職員
総務係	1	1		1	2		5	1
事業計画係			1	1		3	5	0
施設管理係				2	2	2	6	4
計	1	1	1	4	4	5	16	5

※課長は総務係の計欄に含める。

4 職種別給与費

区 分		年間支給額等 (千円)	1人当たり月平均 支給額 (円)	
事務職員	職員数	5 人		
	基本給	22,786	379,767	
	手 当	2,210	36,833	
	内 訳	超過勤務手当	943	15,716
		特殊勤務手当	0	0
		その他	1,267	21,117
	計	24,996	416,600	
	期末勤勉手当	7,350	[1,470,000]	
	平均年齢		38.6 歳	
	平均経験年数		15.2 年	
技術職員	職員数	11 人		
	基本給	50,204	380,333	
	手 当	8,507	64,447	
	内 訳	超過勤務手当	5,822	44,106
		特殊勤務手当	0	0
		その他	2,685	20,341
	計	58,711	444,780	
	期末勤勉手当	15,109	[1,373,545]	
	平均年齢		39.4 歳	
	平均経験年数		13.7 年	
合 計	職員数	16 人		
	基本給	72,990	380,156	
	手 当	10,717	55,818	
	内 訳	超過勤務手当	6,765	35,234
		特殊勤務手当	0	0
		その他	3,952	20,583
	計	83,707	435,974	
	期末勤勉手当	22,459	[1,403,688]	
	平均年齢		39.1 歳	
	平均経験年数		14.2 年	

※期末勤勉手当欄〔 〕は、1人当たり年間支給額

※当年度において、会計年度任用職員の報酬として15,258,080円を支給した。

※当年度において、会計年度任用職員の期末手当として2,168,170円を支給した。

※当年度において、期末勤勉手当6月分（法定福利費を含む。）として17,097,925円を支給することとなったため、法適用前年度の12月から3月分8,122,000円を特別損失に計上した。

Ⅲ 業務統計

1 雨水処理・汚水処理

1) 汚水処理

処理区名	排除方式	面積 (ha)	送水先
第1処理区	合流式	727	落合水再生センター (暫定) 森ヶ崎水再生センター
第2処理区	合流式	256	森ヶ崎水再生センター
第3処理区	分流式	90	清瀬水再生センター
計		1,073	

2) 雨水処理

排水区名	排除方式	面積 (ha)	放流先
善福寺川排水区	合流式	641	善福寺川へ放流
神田川排水区	合流式	86	神田川へ放流
野川排水区	合流式	256	流域下水道幹線を経て野川へ放流
石神井川排水区	分流式	90	石神井川へ放流
計		1,073	

2 普及率及び水洗化率

全体計画人口 (人)	行政区域内人口 (人)	処理区域内人口 (人)	普及率 (%)
131,300	147,975	147,975	100
		水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
		147,969	100.00

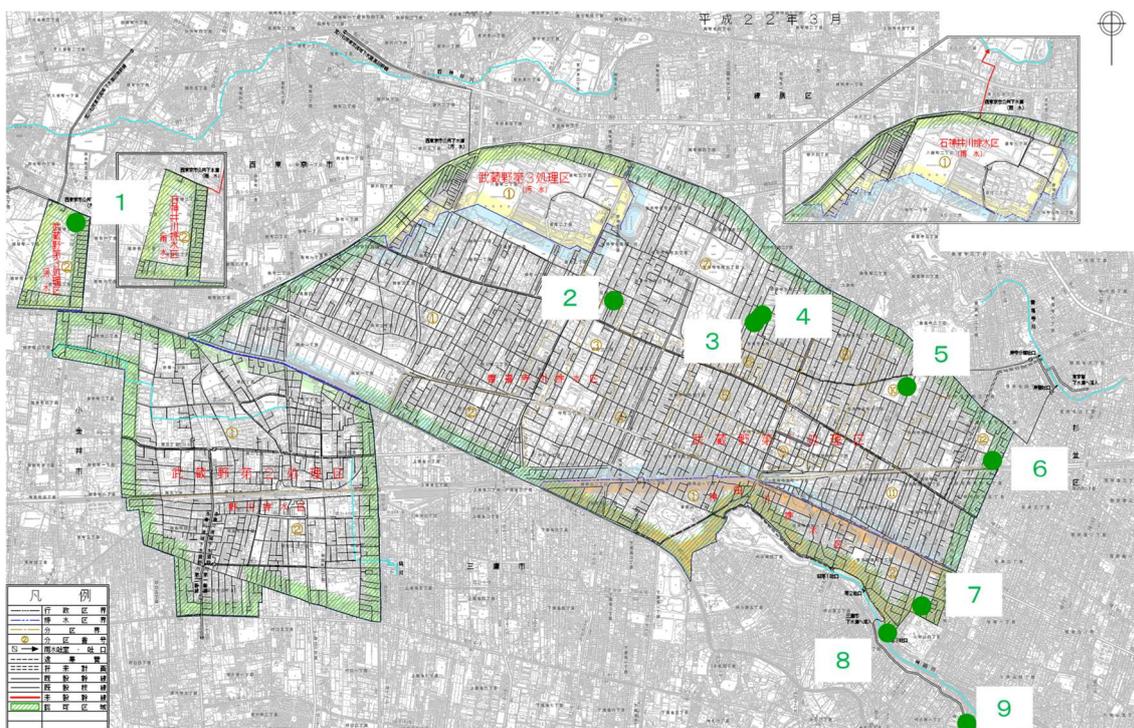
3 主な施設一覧

1) 管路施設

区分		管きよ		土地・施設
		管径(mm)	延長(m)	
公共 下水道	合流	○125~3,000	276,545.9	吐口用地 296.8 m ² (神田川) 140 m ² (原寺分橋) 14.95 m ² (原橋) 下水道用地 340.94 m ² (関前4-5)
		□500×300~4,000×2,400		
	汚水	○150~1,000	11,433.2	
	雨水	○200~2,600	20,395.6	
その他		○75~1,650 □240×240~2,000×2,000	5,485.0	雨水貯留浸透施設 20箇所 ポンプ施設 8箇所
合計			313,859.7	

2) ポンプ施設

No.	名称	用途	所在地	容量 (m^3)	設置年度	土地・建物
1	桜堤ポンプ所	浸水対策 (分流雨水管排水を流入)	桜堤 3-7	12.5	S53 (H2 改良)	
2	大野田ポンプ所	浸水対策 (道路排水を流入)	吉祥寺北町 4-8	29	S63	土地 : 198.41 m^2 建物 : 19.05 m^2
3	北町ポンプ所	浸水対策 (道路排水を流入)	吉祥寺北町 1-23	13	S63 (H23 移設)	
4	北町雨水貯留施設	浸水対策 (道路排水を流入)	吉祥寺北町 1-23	4,500	H26	
5	吉祥寺東町一丁目 合流式下水道改善 施設	合流改善対策 (合流下水を流入)	吉祥寺東町 1-23	8,500	H26	土地 : 1,853.62 m^2 建物 : 781.60 m^2
6	吉祥寺東町四丁目 合流式下水道改善 施設	合流改善対策 (合流下水を流入)	吉祥寺東町 4-18	1,200	H24	土地 : 2,099.87 m^2
7	神田川排水区合流 式下水道改善施設 (東部公園)	合流改善対策 (合流下水を流入)	吉祥寺南町 3-41	800	H26	
8	神田川排水区合流 式下水道改善施設 (井の頭二丁目)	合流改善対策 (合流下水を流入)	三鷹市井の 頭 2-3	200	H26	
9	井の頭ポンプ場	水再生センターへ の圧送対策 (三鷹市管理)	三鷹市井の 頭 1-4	-	S45	土地 : 381.62 m^2 建物 : 278.59 m^2



4 処理水量及び有収水量

総処理水量 (m ³)	24,067,035	汚水処理水量 (m ³)	16,888,353
		雨水処理水量 (m ³)	7,178,682
有収水量 (m ³)	16,952,060		

5 普及の推移

項目 年度	行政区域内 人口 (人)	処理区域内 人口 (人)	水洗化人口 (人)	普及率 (%)	水洗化率 (%)
平成 14 年度	133,793	133,793	133,484	100	99.77
平成 15 年度	133,610	133,610	133,286	100	99.76
平成 16 年度	134,873	134,873	134,599	100	99.80
平成 17 年度	136,406	136,406	136,132	100	99.80
平成 18 年度	136,516	136,516	136,491	100	99.98
平成 19 年度	136,770	136,770	136,747	100	99.98
平成 20 年度	137,149	137,149	137,126	100	99.98
平成 21 年度	135,065	135,065	135,055	100	99.99
平成 22 年度	136,003	136,003	135,993	100	99.99
平成 23 年度	138,301	138,301	138,291	100	99.99
平成 24 年度	139,535	139,535	139,526	100	99.99
平成 25 年度	141,584	141,584	141,575	100	99.99
平成 26 年度	142,899	142,899	142,889	100	99.99
平成 27 年度	143,630	143,630	143,621	100	99.99
平成 28 年度	144,606	144,606	144,597	100	99.99
平成 29 年度	145,491	145,491	145,484	100	100.00
平成 30 年度	146,645	146,645	146,640	100	100.00
令和元年度	147,519	147,519	147,513	100	100.00
令和 2 年度	147,975	147,975	147,969	100	100.00

IV 事業概況

1 維持管理（税込み）

1) 下水道維持管理事業 212,352,429 円

管路施設やポンプ施設等の下水道施設の点検・清掃、修繕及び資材の購入等を実施した。

2) 下水道ストックマネジメント推進事業 23,545,500 円

令和元年 11 月に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の点検及び調査を実施した。

3) 区部流入・流域下水道維持管理負担金 1,067,949,341 円

本市が東京都の区部及び流域下水道に排出した下水を水再生センターで処理するために要する費用を負担金として支出した。

4) 長期包括方式導入の検討 17,325,000 円

効率的かつ持続可能な下水道事業の運営を目的として、複数業務を包括化して複数年契約する方式の導入可能性について検討業務委託を実施した。

2 建設事業（税込み）

1) 下水道ストックマネジメント推進事業 192,332,800 円

令和元年 11 月に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築設計及び工事を実施した。

2) 石神井川排水区雨水幹線整備事業 260,679,820 円

老朽化した石神井川排水区の既設雨水管について、新設した雨水幹線への切替を令和 3 年度末までに行うため、工事を実施した。

3) 公共下水道建設事業 63,808,000 円

都道の拡幅整備や市道等において、管路施設の設計及び新設工事等を実施した。

4) 下水道建設負担金 37,470,368 円

本市が東京都の区部及び流域下水道に排出した下水を処理するための下水道施設の建設等に要する費用を負担金として支出した。

3 届出・申請関係

1) 排水設備計画届出

届出件数 (件)	検査件数 (件)	検査内容				公共下水 臨時使用届 (件)
		汲取り改造 (件)	浄化槽切替 (件)	新築家屋 (件)	その他工事 (件)	
450	335	—	—	315	20	14

2) 雨水排水計画届出（雨水浸透施設等設置含む）

届出件数 (件)	設置件数 (件)	施設別設置数			
		浸透ます (個)	浸透トレンチ (m)	貯留槽 (m ³)	その他
415	425	2,108	2,271	623	—

4 水質検査関係

公共下水道幹線水質検査		特定事業場排水水質検査	
検査箇所 (箇所)	延べ検査回数 (回)	検査箇所 (箇所)	延べ検査回数 (回)
4	11	25	60

V 財務

1 損益計算書

(単位 千円)

科目	年度	令和2年度	年度	年度
収	益	2,988,961		
1	営業収益	2,067,703		
	(1) 下水道使用料	1,268,120		
	(2) 他会計負担金	798,936		
	(3) その他営業収益	647		
2	営業外収益	724,889		
	(1) 受取利息及び配当金	7		
	(2) 他会計負担金	75,913		
	(3) 補助金	5,250		
	(4) 長期前受金戻入	641,682		
	(5) 雑収益	2,037		
3	特別利益	196,369		
	(1) 過年度損益修正益	196,369		
費	用	2,837,647		
1	営業費用	2,654,438		
	(1) 管きよ費	210,629		
	(2) ポンプ場費	52,713		
	(3) 流域下水道等管理費	1,043,709		
	(4) 総係費	273,653		
	(5) 減価償却費	1,072,153		
	(6) 資産減耗費	1,581		
2	営業外費用	135,922		
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	115,241		
	(2) 雑支出	20,681		
3	特別損失	47,287		
	(1) その他特別損失	47,287		
純	利益	151,314		

2 貸借対照表

(単位 千円)

科目	年度		令和2年度	年度	年度
	年度	年度			
資	産		24,966,629		
	1	固定資産	23,952,259		
		(1)有形固定資産	20,363,318		
		(2)無形固定資産	2,732,692		
		(3)投資その他資産	856,249		
	2	流動資産	1,014,370		
		(1)現金・預金	472,399		
		(2)未収金	541,958		
		(3)前払金	13		
負	債・資本		24,966,629		
	負	債	21,712,799		
	3	固定負債	7,609,047		
		(1)企業債	7,609,047		
	4	流動負債	1,020,128		
		(1)企業債	330,135		
		(2)未払金	667,768		
		(3)前受金	9,048		
		(4)引当金	13,177		
	5	繰延収益	13,083,624		
		(1)長期前受金	13,725,307		
		(2)長期前受金収益化累計額	△ 641,683		
資	本		3,253,830		
	6	資本金	2,331,217		
	7	剰余金	922,613		
		(1)資本剰余金	771,299		
		(2)利益剰余金	151,314		

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

	令和2年度	年度	年度
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	525,271		
当年度純利益	151,314		
減価償却費	1,072,153		
賞与引当金の増減額 (△は減少)	9,583		
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,305		
固定資産除却費	1,581		
受取利息及び配当金	△ 7		
長期前受金戻入	△ 641,682		
支払利息及び企業債取扱諸費	115,241		
未収金の増減額 (△は増加)	△ 201,617		
前払金の増減額 (△は増加)	△ 13		
未払金の増減額 (△は減少)	157,064		
前受金の増減額 (△は減少)	9,048		
その他	△ 34,465		
小計	640,505		
利息及び配当金の受取額	7		
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 115,241		
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 44,132		
有形固定資産の取得による支出	△ 346,145		
有形固定資産の除却による支出	△ 1,000		
無形固定資産の取得による支出	△ 55,324		
基金への積立による支出	△ 18,000		
負担金による収入	376,337		
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 143,426		
建設改良目的企業債による収入	153,700		
建設改良目的企業債の償還による支出	△ 321,179		
他会計からの出資による収入	24,053		
資金増加額 (又は減少額)	337,713		
資金期首残高	134,686		
資金期末残高	472,399		

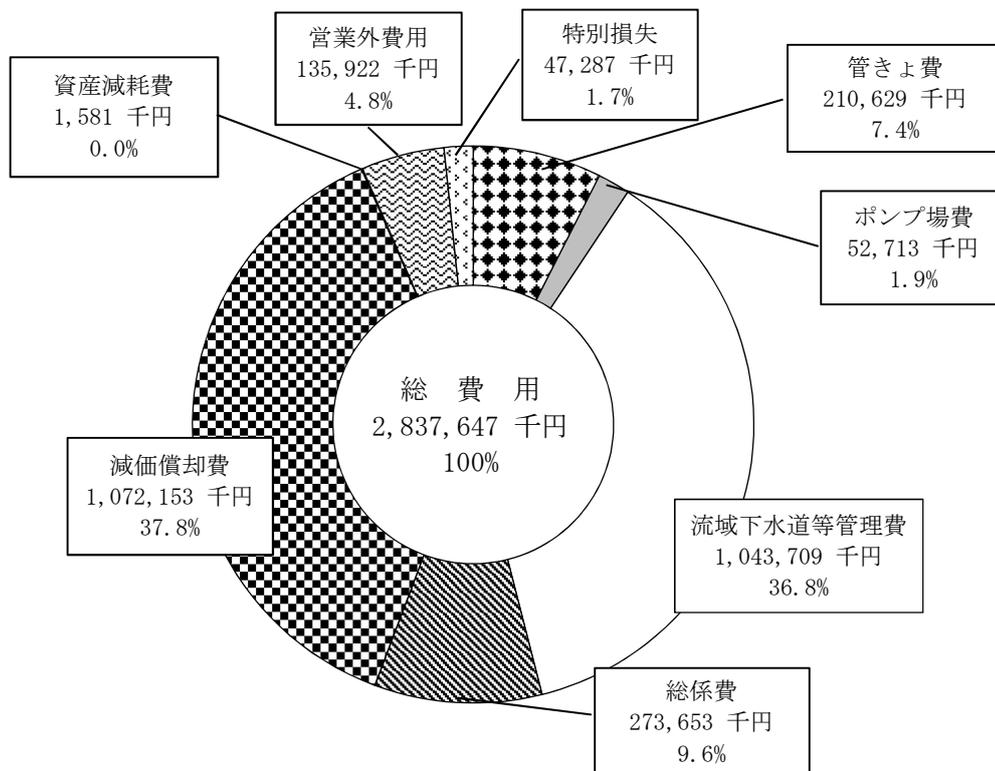
4 費用構成

1) 目別節別費用構成

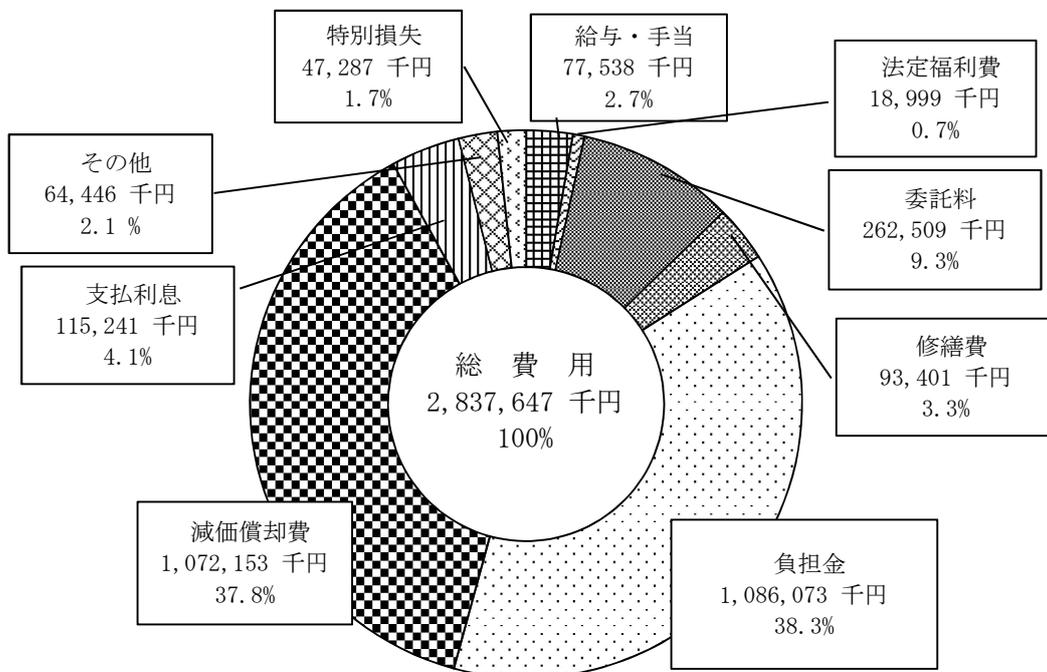
(単位 千円、%)

節	目	合計		管きよ費		ポンプ場費		流域下水道等管理費		総係費		減価償却費		資産減耗費		営業外費用		特別損失	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
経常費用	報酬	15,259	0.5	5,992	2.8		0.0		0.0	9,267	3.4		0.0		0.0		0.0		0.0
	給与・手当	77,538	2.7	13,906	6.6		0.0		0.0	63,632	23.3		0.0		0.0		0.0		0.0
	法定福利費	18,999	0.7	3,890	1.8		0.0		0.0	15,109	5.5		0.0		0.0		0.0		0.0
	通信運搬費	2,060	0.1	1,370	0.7		0.0		0.0	690	0.3		0.0		0.0		0.0		0.0
	委託料	262,509	9.3	87,416	41.5	10,111	19.2		0.0	164,982	60.3		0.0		0.0		0.0		0.0
	修繕費	93,401	3.3	93,086	44.2	85	0.2		0.0	230	0.1		0.0		0.0		0.0		0.0
	材料費	2,349	0.1	2,349	1.1		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0
	負担金	1,086,073	38.3	38	0.0	40,370	76.6	1,043,709	100.0	1,956	0.7		0.0		0.0		0.0		0.0
	動力費	2,008	0.1		0.0	2,008	3.8		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0
	減価償却費	1,072,153	37.8		0.0		0.0		0.0		0.0	1,072,153	100.0		0.0		0.0		0.0
	資産減耗費	1,581	0.1		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	1,581	100.0		0.0		0.0
	支払利息	115,241	4.1		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	115,241	84.8		0.0
	その他	41,189	1.5	2,582	1.2	139	0.3		0.0	17,787	6.5		0.0		0.0	20,681	15.2		0.0
小計	2,790,360	98.3	210,629	100.0	52,713	100.0	1,043,709	100.0	273,653	100.0	1,072,153	100.0	1,581	100.0	135,922	100.0	0	0.0	
特別損失	47,287	1.7		0		0		0		0		0		0		0	47,287	100	
合計	2,837,647	100.0	210,629		52,713		1,043,709		273,653		1,072,153		1,581		135,922		47,287		

2) 目別費用構成



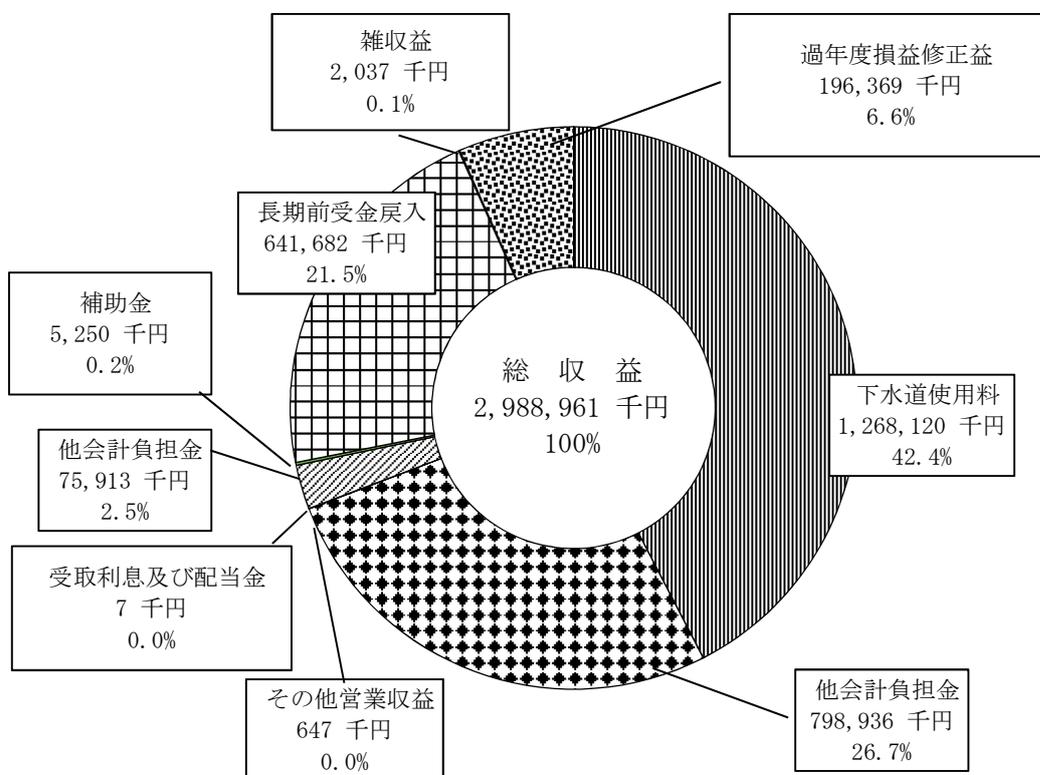
3) 節別費用構成



5 収益構成

(単位 千円、%)

項目	令和2年度		年度		年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
下水道使用料	1,268,120	42.4				
他会計負担金	798,936	26.7				
その他営業収益	647	0.0				
受取利息及び配当金	7	0.0				
他会計負担金	75,913	2.5				
補助金	5,250	0.2				
長期前受金戻入	641,682	21.5				
雑収益	2,037	0.1				
過年度損益修正益	196,369	6.6				
合計	2,988,961	100.0				



6 年度別収支比較表

(単位 千円、%)

項目 \ 年度	令和 2 年度	年度	年度
総収益	2,988,961		
総費用	2,837,647		
総収支比率	105.33		
経常収益	2,792,592		
経常費用	2,790,360		
経常収支比率	100.08		

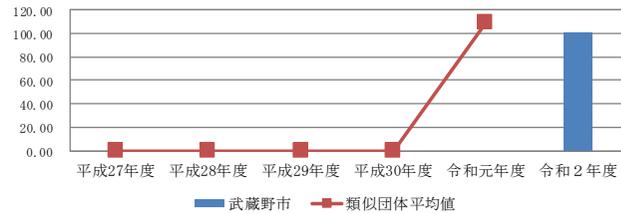
7 経営比較等の比較分析

■東京都 武蔵野市

業務名	事業名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Aa	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡あたり家庭料金(円)
-	65.44	100.00	100.38	1,199
人口(人)	面積(㎥)	人口密度(人/㎥)		
147,643	10.98	13,446.54		
処理区域内人口(人)	処理区域面積(㎥)	処理区域内人口密度(人/㎥)		
147,975	10.73	13,790.77		

■経営の健全性・効率性に関する指標

①経常収支比率(%)



$$\text{算出式} = \frac{\text{経常収益(千円)}}{\text{経常費用(千円)}} \times 100$$

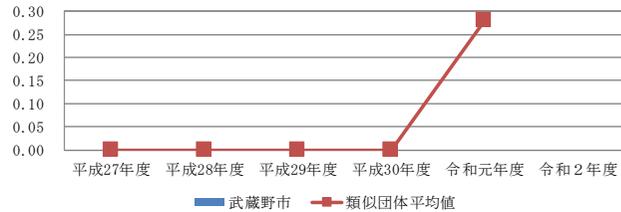
指標の概要

経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。
100%を上回っている場合、単年度の収支が黒字であることを示す。

指標の分析

黒字であることを示す100%を上回っている。今後は使用料収入の動向に注意し、引き続き健全な経営を目指していく。

②累積欠損金比率(%)



$$\text{算出式} = \frac{\text{当年度未処理欠損金(千円)}}{\text{営業収益(千円) - 受託工事収益(千円)}} \times 100$$

指標の概要

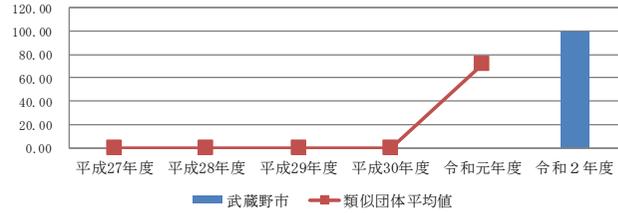
営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を表す指標である。
0%であれば累積欠損金が発生していないことを示す。

指標の分析

純利益を計上しており、指標数値は0%である。

決算日現在、令和2年度分の平均値は公表されていない。

③流動比率（％）



年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
武蔵野市	-	-	-	-	-	99.44
類似団体平均値	-	-	-	-	71.19	-

$$\text{算出式} = \frac{\text{流動資産（千円）}}{\text{流動負債（千円）}} \times 100$$

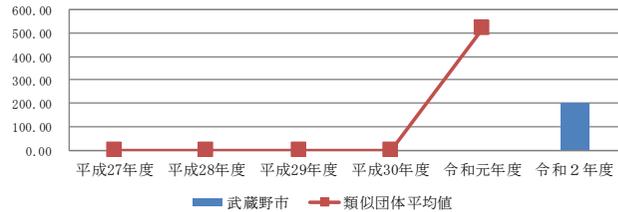
指標の概要

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。
100%を上回っている場合、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す。

指標の分析

100%をわずかに下回っているが、令和元年度の類似団体平均値と比較すると大きく上回っており、短期的な支払能力は確保している。

④企業債残高対事業規模比率（％）



年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
武蔵野市	-	-	-	-	-	195.84
類似団体平均値	-	-	-	-	517.34	-

$$\text{算出式} = \frac{\text{企業債現在高合計（千円）} - \text{一般会計負担額（千円）}}{\text{営業収益（千円）} - \text{受託工事収益（千円）} - \text{雨水処理負担金（千円）}} \times 100$$

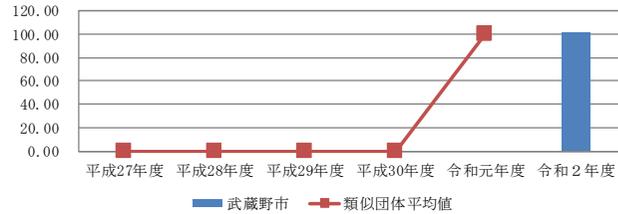
指標の概要

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

指標の分析

20%の起債抑制を行っており、令和元年度の類似団体平均値と比較して、かなり低い数値に抑えられており、企業債が財政に与えている影響は小さい。

⑤経費回収率（％）



年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
武蔵野市	-	-	-	-	-	101.13
類似団体平均値	-	-	-	-	99.89	-

$$\text{算出式} = \frac{\text{下水道使用料（千円）}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）（千円）}} \times 100$$

指標の概要

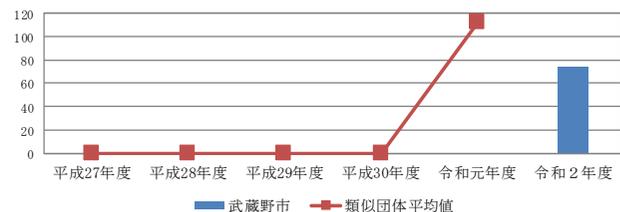
使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である。
100%を上回っている場合、使用料で回収すべき経費を使用料で賄えている状況を示す。

指標の分析

100%を上回っており、必要な経費を使用料収入で賄うことができている。

決算日現在、令和2年度分の平均値は公表されていない。

⑥汚水処理原価（円）



年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
武蔵野市	-	-	-	-	-	73.97
類似団体平均値	-	-	-	-	112.4	-

$$\text{算出式} = \frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）（千円）}}{\text{年間有取水量}} \times 100$$

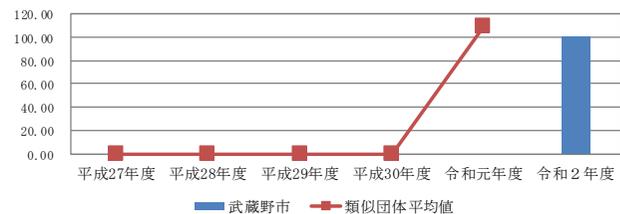
指標の概要

有取水量1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

指標の分析

令和元年度の類似団体平均値と比較して、低い数値となっており、良好といえる。

⑦水洗化率（％）



年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
武蔵野市	-	-	-	-	-	100.00
類似団体平均値	-	-	-	-	96.97	-

$$\text{算出式} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

指標の概要

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。

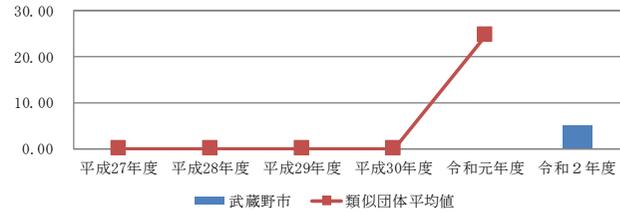
指標の分析

おおむね100%を達成しており、汚水処理が適切に行われているといえる。

決算日現在、令和2年度分の平均値は公表されていない。

■ 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率（％）



年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
武蔵野市	-	-	-	-	-	4.89
類似団体平均値	-	-	-	-	24.54	-

$$\text{算出式} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額（千円）}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿価額（千円）}} \times 100$$

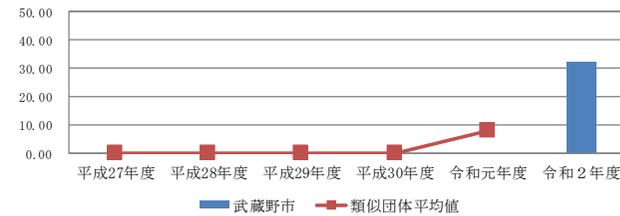
指標の概要

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度を示している。

指標の分析

低い水準となっているが、これは法適用時に過去の減価償却累計額相当分を控除しているためであり、実際には指標以上に老朽化が進んでいる。

②管きょ老朽化率（％）



年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
武蔵野市	-	-	-	-	-	32.40
類似団体平均値	-	-	-	-	7.66	-

$$\text{算出式} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管きょ延長（千m）}}{\text{下水道管きょ布設延長（千m）}} \times 100$$

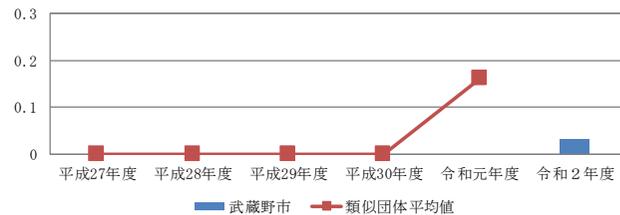
指標の概要

法定耐用年数を超えた管きょ延長の割合を表す指標で、管きょの老朽化度を示している。

指標の分析

初期に布設された管きょは法定耐用年数を経過しており、管きょ老朽化率は令和元年度の類似団体平均値と比較して、高い水準となっている。今後も多くの管きょが更新時期を迎えることが見込まれ、数値は上昇傾向である。

③管きょ改善率（％）



年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
武蔵野市	-	-	-	-	-	0.03
類似団体平均値	-	-	-	-	0.16	-

$$\text{算出式} = \frac{\text{改善（更新、改良、維持）管きょ延長（千m）}}{\text{下水道管きょ布設延長（千m）}} \times 100$$

指標の概要

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

指標の分析

令和元年度の類似団体平均値と比較して、低い水準となっているが、今後多くの管きょの更新時期を迎えることが見込まれているため、ストックマネジメント計画により、計画的な更新を進めていく。

決算日現在、令和2年度分の平均値は公表されていない。

VI 下水道使用料等

1 下水道使用料

1) 下水道使用料の変遷

改定年月日	水道汚水 (一般)	井戸 その他の汚水	浴場汚水	処理委託単価	備 考
S32. 4. 1	水道料金の3/10	4円	2円	処理区域内に あつては、左 の条例分に加 算する。	最低使用料42円/月
S39. 4. 1	水道料金の3/10	4円	2円		10円未満切捨
S40. 4. 1	水道料金の3/10	4円	2円		新下水道法施行（新条例）
S45. 4. 1	水道料金の3/10	4円	2円	4.9円/m ³	第一処理区供用開始
S47. 4. 1	6円	4円	2円	5.2円/m ³	従量制使用料を採用
S48. 4. 1	6円	4円	2円	5.5円/m ³	第二処理区供用開始
S49. 4. 1	6円	4円	2円	6円/m ³	
S50. 4. 1	6円	4円	2円	8円/m ³	
S51. 2. 1	8円	5円	3円	18円/m ³	
S54. 4. 1	8円	5円	3円	22円/m ³	
S57. 4. 1	8円	5円	3円	31円/m ³	
S60. 4. 1	8円	5円	3円	38円/m ³	第三処理区供用開始
S60. 10. 1	15円	9円	5円	38円/m ³	
H7. 4. 1	15円	9円	5円	42円/m ³	
	(水道・井戸汚水)		(浴場汚水)		
H9. 4. 1	基本使用料 (10m ³ 以下)	400円	基本使用料 : 133円	従量使用料 (11m ³ 以上) : 25円	従量増制使用料を採用し、 消費税を5%に変更
	従量 増 使用 料	11 ~ 20			
		21 ~ 50	60円		
		51 ~ 100	70円		
		101 ~ 200	85円		
		201 ~ 500	100円		
		501 ~ 1,000	130円		
1,001以上	180円				
H22. 10. 1	基本使用料 (8m ³ 以下)	450円	基本使用料 : 150円	従量使用料 (9m ³ 以上) : 26円	基本水量を10m ³ から8m ³ に変 更 水量区分を7区分から8区分に 変更 H23. 3. 31まで水道・井戸汚水 の基本使用料を400円に、浴場 汚水の基本使用料を133円に据 え置き
	従量 増 使用 料	9 ~ 20	50円		
		21 ~ 30	60円		
		31 ~ 50	65円		
		51 ~ 100	75円		
		101 ~ 200	90円		
		201 ~ 500	105円		
		501 ~ 1,000	130円		
1,001以上	180円				

H28. 4. 1	基本使用料 (8m ³ 以下)	470円	基本使用料 : 150円	負担増が特定の利用者に偏ることを避け、下水道利用者全体で均等になる案を採用。 従量使用料単価及び基本使用料を改定	
	従量 逓増 使用料	9 ~ 20	50円		従量使用料 (9m ³ 以上) : 26円
		21 ~ 30	60円		
		31 ~ 50	70円		
		51 ~ 100	80円		
		101 ~ 200	95円		
		201 ~ 500	110円		
		501 ~ 1,000	135円		
1,001以上	190円				
R2. 4. 1	基本使用料 (8m ³ 以下)	490円	基本使用料 : 150円	負担増が特定の利用者に偏ることを避け、下水道利用者全体で均等になる案を採用。 従量使用料単価及び基本使用料を改定	
	従量 逓増 使用料	9 ~ 20	50円		従量使用料 (9m ³ 以上) : 26円
		21 ~ 30	65円		
		31 ~ 50	75円		
		51 ~ 100	85円		
		101 ~ 200	100円		
		201 ~ 500	115円		
		501 ~ 1,000	140円		
1,001以上	195円				

※使用料は、使用者ごとの汚水の種別に応じ、上表を適用して得た額に消費税を加算して得た額とする。

2) 下水道使用料収納状況

収納率 80.8%

月	調定		収納	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
4	47,884	120,965,662	0	0
5	40,928	100,846,841	32	40,456
6	47,664	116,457,909	40,363	107,800,219
7	41,170	99,193,316	40,294	99,173,855
8	47,672	136,100,234	45,486	114,080,968
9	41,136	105,386,619	41,118	99,830,193
10	47,677	135,257,866	45,565	130,506,560
11	41,035	105,815,368	42,130	108,365,218
12	47,553	133,506,640	40,983	121,947,530
1	40,895	105,759,024	46,708	117,373,866
2	47,492	132,853,606	46,692	131,506,826
3	41,661	102,782,904	37,250	95,785,391
計	532,767	1,394,925,989	426,621	1,126,411,082

2 手数料等

1) 排水設備工事指定店指定手数料 435,000 円

新規の申請 10,000 円/件 14 件 計 140,000 円

更新の申請 5,000 円/件 59 件 計 295,000 円

2) その他

① 下水道施設占用料 37,926 円

② 下水道台帳コピーサービス 233,050 円

令和2年度 武蔵野市下水道事業年報

令和3年3月31日現在

令和3年8月1日発行

編集・発行

武蔵野市環境部下水道課

郵便番号 180-8777

武蔵野市緑町2丁目2番28号

電話番号 0422-60-1914

ファクシミリ番号 0422-51-9197